（別紙）

「農地法施行規則の一部改正案」に寄せられた御意見及びそれに対する考え方について

○取りまとめの都合上、内容を適宜要約・統合しています。
○今回の改正案と直接関係がないため掲載していない御意見等もありますが、今後の施策の参考とさせていただきます。

御意見	御意見に対する考え方
農地法の第 74 条ほかの「所有者」の定義書き換えに反対する。	改正後の農地法施行規則第 74 条第１項第３号に規定する「所有者等」は、現行の農地法施行規則第 78 条第１項第１号イに規定する「所有者等」と同一の定義であり、「所有者等」の定義を変更するものではありません。
現在、利用意向調査の結果は、施行規則第 104 条において、公表すべき事項になっている。今改正により、利用意向調査結果の公表が 74 条３項に規定されるものであるが、104 条の規定と２重に公表することが規定されることとなるため、２重に公表することが必要となるのか。	本改正は、利用意向調査で把握した意思の内容を二重に公表することを求めるものではありません。
次年度以降の利用意向調査の対象外とするのは、あくまでも農地中間管理事業を利用する意思の表明によって判定することとしていただきたい。 （その他、同様の意見が２件）	新たな担い手への借受けにつなげるため、その意思の内容について、農林水産省のウェブサイトで必ず公表することとした上で、翌年度以降の利用意向調査の対象から除外することとしております。
改正農地法施行規則第 74 条第３項及び第 77 条第３号により、農地中間管理事業を利用する意思が公表された農地を利用意向調査の対象外とする場合、長期間にわたり当該農地の利用につながらない農地につき、一定期間経過後にその所有者等の状況を確認するなどして、農業委員会が所有者等との継続的な接点を確保することにより、相続登記未了農地の長期化及び所有者不明農地の発生を防止するための措置を講ずるべきである。 （その他、同様の意見が 2 件）	本改正により、新たに利用意向調査の対象外となった農地についても、地域計画の見直しに向けた現場活動の中で、継続的に意向を把握していくことになると考えております。
農地法第 30 条に基づく利用状況調査などの既存の仕組みが引き続き機能することを前提に、そこで把握した変化が公表情報の更新や、必要に応じた所有者等への確認、農地中間管理機構との再調整につながる運用を明確にしていただきたいと考えます。	運用については、通知等で適切に周知に努めてまいります。 遊休農地の所有者等の意向については、農地台帳に記録された事項のうち、「その農地に係る遊休農地に関する措置の実施状況」の中で、改正前の規定に

また、現行の第 79 条は第 77 条各号を参照しています。第 77 条への新たな号の追加が、農地法第 33 条に関係する調査対象の取扱いにも及ぶことを踏まえ、適用範囲と具体的な運用上の考え方を分かりやすく示していただきたいと思います。	おいても公表するものとされていたところ、本改正は、その公表方法に係る規定を改正・新設するものであり、公表する情報を新たに追加するものではありません。 　そのほか、頂いたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
１点目、利用意向調査において、農地所有者が施行規則第７４条第１項第１号の意向を示したとき、その旨を農林水産省のウェブサイトに掲載して公表しなければならないとあります。 利用意向調査の対象になることが好ましいことではないとはいえ、公表を嫌って、本来の意向とは異なる意向を示すことにならないか。また、農地法第５２条の２第３項において、「農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するよう努めるものとする。」とされていますが、農業委員会側から正確な記録とは異なる記録を促してしまうことにならないかが懸念されます。 ２点目、ひとたび、施行規則第７４条第１項第１号の意向を示すと、農業委員会は次年度以降に利用意向調査を実施しなくて良いとされることになり、もし農地所有者の意向が変わったとしても農業委員会はそれを察知できません。 １点目、２点目より、施行規則第７４条第３項の新設等は取り下げた方が良いと考えます。	省令第 74 条第 1 項第 1 号の趣旨は、農林水産省のウェブサイトへの公表を通じて新たな担い手への借受けにつなげるためのもの。本改正により、新たに利用意向調査の対象外となった農地についても、地域計画の継続的な見直しに向けた所有者の意向把握や当該農地の利用を希望する担い手との利用調整などの現場活動の中で、所有者の意向は継続的に把握されるものと考えております。 なお、制度の運用については、適切な周知を図ってまいります。